

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設(1-12)MOX施設(1-12)濃縮施設(4-9)濃縮施設(遠心機)(9)」

2. 日時：令和3年2月19日(金) 13時30分～15時40分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、津金主任安全審査官、田尻安全審査官、河本安全審査官、上出安全審査官、大岡安全審査専門職、藤原安全審査専門職、武田安全審査専門職、森野安全審査専門職、二平係員

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他25名

東京電力ホールディングス(株) サイクル技術グループ チームリーダー

関西電力(株) 原子力事業本部 原子燃料部門 原燃計画グループ 担当

中部電力(株) 原子燃料サイクル部 課長

東北電力(株) 原子力部 (原子力技術) 担当

電源開発(株) 原子力技術部 原子燃料室 上席課長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

「航空機墜落火災に対する防護対策の考え方について」

「設工認申請書(公開版)等に係る非公開(マスキング)箇所について」

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書(令和2年12月24日)

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の認可

申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和 2 年 1 2 月 2 4 日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html
- ・ 令和 3 年 1 月 2 9 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設及び濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 3 年 2 月 1 2 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設及び濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

| 時間 | 自動文字起こし結果 |
|---------|---|
| 0:00:04 | それでは、ただいまから日本原燃株式会社とのヒアリングを開始いたします。本日のヒアリングは、 |
| 0:00:12 | トレーは2年12月24日に申請があった設工認申請及びDは3年1月29日に申請。 |
| 0:00:20 | すいません。トレーは2年12月24日に申請があった設工認申請について、 |
| 0:00:27 | 当日配付資料をもとに審査会合前価値感 |
| 0:00:34 | 2月12日に提出があった |
| 0:00:39 | 資料及び1月29日に提出のあった資料を用いてヒアリングを行います。 |
| 0:00:49 | では、日本原燃の方から本日の出席者の紹介をお願いします。 |
| 0:00:55 | はい、日本原燃大久保でございます。本日のヒアリングでございますが、大きく分けて2件ございまして、件目が、設工認申請書に係る |
| 0:01:07 | 非公開。 |
| 0:01:09 | マスキングの |
| 0:01:11 | ものが1件、それから2件目が設工認に係る補足説明資料ということで、 |
| 0:01:19 | あとでこちらの補正、 |
| 0:01:22 | とにかく用のにつきましては、提出させていただきますので、これ、すみません規制庁モリノですする施設等に関することですね資料でございます。はい。規制庁モリノです。ちょっと今とか途切れているので、もう一度お願いします。 |
| 0:01:39 | はい、わかりました。 |
| 0:01:41 | 最初からもう一度しゃべります日本原燃大久保でございます。本日のヒアリングでございますが、大きく分けて2件ございまして、設工認申請書等に係るマスキングの箇所についてというものが一つ。 |
| 0:01:56 | もう一つは、施設工認に係る補足説明資料でございます。基本ロジックを除きまして、 |
| 0:02:04 | 補足説明資料10件提出させていただいておりますので、準備ご説明させていただきたいと思っております。この1件目のマスキングの箇所についての御説明に先立ちまして、本日御提出させていただく予定だった資料の |
| 0:02:19 | スケジュールの変更がございますのでそちらを簡単にまず御紹介させていただきたいと思っております。こちらのスケジュールに関しましては、許認可業務課ヤマヂのほうで対応させていただきます。はい、お願いします。 |
| 0:02:34 | はい、日本原燃のヤマヂです。スケジュールの修正点御説明させていただきます。まず1点目としまして、昨日スケジュールの修正点御説明させていただいておりましたけれども、そのときにですね、この中の共通の08番費用票記載項目の整理の項目ですね。 |

| | |
|---------|---|
| 0:02:52 | こちらにつきまして、スケジュールを行わせていただきました。これに引きずられてこの資料で言いますと、共通の十一番と12番、これも同じタイミングで炉心を出しさせていただきますということを御説明させていただきました。 |
| 0:03:07 | 実はこれと同じか同じ形になっておるものでございまして、共通の06番。 |
| 0:03:13 | それから、共通の10番。 |
| 0:03:17 | この二つにつきましても仕様表記載項目の整理と同じタイミングでお出しさせていただきたいと考えておりまして、提出時期を2月の26日ということで変更させていただいております。本来昨日お話しさなければいけなかったんですか。大変申し訳ありませんでした。 |
| 0:03:33 | それから続きまして、共通の04番になります。 |
| 0:03:37 | こちらにつきましては、この資料の中でですね、 |
| 0:03:42 | 申請も開示をどこにするかというところを一緒にお出ししようというふうにございまして、共通一番の考え方の整理の結果も踏まえましてお出しさせていただきたいというふうにございまして、点数Bを3月5日に変更させていただきました。 |
| 0:04:00 | それからもう1点、共通の17番になります。こちらは昨日ヒアリングをさせていただきましたけども、そのコメントを踏まえたですねコメント対応機関これから短く設定していたというところがございます、コメントの期間としまして今3月5日まで延ばさせていただいたと、こういった修正を行っております。 |
| 0:04:20 | 共通点に関する御説明は以上になります。 |
| 0:04:24 | 日本原電オオクボでございます。スケジュール変更した資料につきましては、本日修正後速やかに提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。 |
| 0:04:36 | スケジュールに関して何かございますでしょうか。 |
| 0:04:40 | 規制庁の田尻です。1点確認なんですけど、今のコメント回答を3月5日などに延ばしたって話だったんですけど、延ばしたというのはヒアリングの比が延びたらその日伸びたのかそれともその日費用が出てくるのかということでした。 |
| 0:04:57 | 日本原燃の中村です。 |
| 0:04:59 | ヒアリングにつきましても、3月の5日ごろまで延びると考えております。ただここですね具体的に今のこういう資料の修正をするかというところのまだ見通しがしっかり得られてないところもございまして、もう少し詰まってきたらですね、明確にづくヒアリング会と回答資料出させていただきますとか、 |
| 0:05:19 | そういったところを詳細を御説明させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。 |
| 0:05:25 | 規制庁田尻ですとりあえず金額になったということだけ理解しました。 |

| | |
|---------|---|
| 0:05:39 | 日本原燃のここでございます。よろしければ設問のマスキング箇所についての資料、資料といえますか御説明に入りたいと思います。こちらにつきましては、まずメンバーの紹介させていただきます。と再処理事業部が高島 |
| 0:05:54 | 7月ワタナベさん名でございます。MOX事業部檜山。 |
| 0:06:01 | 濃縮事業部が八木橋中野 |
| 0:06:05 | あと核物質防護効果、青の |
| 0:06:07 | 以上のメンバーで対応させていただきます。それでは資料の説明にあります。 |
| 0:06:14 | 日本原燃高島でございます。資料の説明に先立ちましてまずはこのマスキングの説明、大変コース説明のタイミングが遅くなりまして申し訳ございませんでした。 |
| 0:06:26 | では早速でございますが資料の説明に入らせていただきます資料の説明は7月のほうからさせていただきます。 |
| 0:06:35 | 日本原燃の中津でございます。資料のほうにつきましてかいつまんで御説明いたします。まずこの資料につきまして、二つにカテゴリー分けました。ひとつはマスキング対象二つはマスキング法という内容でございますが、そんなについて説明していただきたいと思います。 |
| 0:06:50 | まずマスキング対象につきましてですが、我々審査の透明性を確保する観点からですね、の設工認申請書を含めました申請書についてですね公開が原則であるということでございます。その中にですね、公にすることにより拡幅 |
| 0:07:05 | 核不拡散上の懸念が生じる可能性のある情報。それとですね、公にすることにより、申請者の企業活動に著しい不利益が生じると申請者が判断する時情報がございます。これについてはですね、公開に適さないものであると考えられるため、 |
| 0:07:23 | マスキングにより非公開とさせていただきたいという内容でございます。 |
| 0:07:27 | まず、公にすることにより核不拡散上の懸念、こちらが生じる可能性のある情報といたしまして、一つは、薬液の開発製造のために用いられる恐れがある情報でございます。再処理施設につきましては、再処理施設に関する国内技術のうち、 |
| 0:07:45 | ルート2m製造に関わる情報は控え非公開としております。 |
| 0:07:49 | 具体としては、ウランプルトニウム混合脱硝建屋、 |
| 0:07:53 | 及びウランプルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の貯蔵容器の取扱工程があります。 |
| 0:08:02 | (イ)としてですね、再処理施設に関する海外技術、こちらに関わるプルトニウム製造に係る情報についてはですね、非公開としておりますが、この内容についてはですね、(2)のaの方で後程ご説明いたしますがその内容に含まれるということになります。 |

| | |
|---------|---|
| 0:08:18 | 次にまでに廃棄物管理施設でございますが、こちらが核兵器の開発制度のために用いられる恐れがある情報はございません。 |
| 0:08:27 | 三つ目といたしまして、MOX燃料加工施設、こちらについては、具体例としてですね、粉末調整今後設備プレス機等、そういった装置がございます。四つ目といたしまして、ウラン濃縮施設でございます。こちらにつきましては、 |
| 0:08:42 | 遠心分離機に関する情報カスケード厚生に関する情報がございます。 |
| 0:08:48 | これらが公にすることにより核不拡散上懸念が生じる可能性のある情報でございます。 |
| 0:08:54 | 次に、同じか、すみません、次で括弧Bということで、核燃料物質の盗取及び |
| 0:09:01 | 妨害破壊行為をようにし得る状況ということでございます。こちらが2ページの目のところになりますが、 |
| 0:09:08 | その中に二つございまして、一つは、核燃料物質の当初に投資を容易に摺動情報ということで具体といたしましては、ウランプルトニウム混合だ所建屋などですね、機器配置図と、階段扉等を含む図面ですけれども、こちらが、 |
| 0:09:25 | になります。あとMOX燃料加工施設に関わるですね、建家内の設備機器配置がわかる情報がございます。 |
| 0:09:32 | 二つ目として、妨害破壊行為を容易にし得る情報といたしまして、再処理施設等ですね、便秘口や監視カメラ等の位置で入口の扉の形状などがございます。ほかサイバーテロ対策の詳細妨害破壊行為の恐れがあった際に着用する資機材、 |
| 0:09:52 | こういったものが、そういった情報に当てはまるということになります。 |
| 0:09:56 | 次にですね(2)ということで二つ目のことで申請者の企業活動に著しい不利益が生じると申請者が判断する情報でございます。(エ)といたしまして、海外企業の商業機密に関わる情報です。こちら再処理施設の海外企業の商業機密に関わる情報は、 |
| 0:10:16 | 技術移転契約によりまして、技術移転元の所有する権利を保持するための守秘義務が当社に課せられております。 |
| 0:10:26 | 海外企業の商業機密に関する情報の具体例ということで、前処理施設のせん断工程溶解工程など、施設の内容や処理能力製品の仕様、設計情報等に関する |
| 0:10:42 | すべての知識データ及び農家が |
| 0:10:46 | 具体例となります。 |
| 0:10:48 | 括弧Bとして国内企業商業機密に関わる情報、こちらについては国内企業の所有する権利を保持するための守秘義務が10日に当社に課せられております。 |

| | |
|---------|---|
| 0:10:59 | 一つとして再処理施設三つでございますが1例として使用済み燃料受け入れ貯蔵施設の燃焼度計測装置の詳細設計情報がございます廃棄物管理施設に対しましては、二つ目ですが、輸送容器情報、三つ目、MOX燃料加工施設といたしましては、施設設備の設計等に関する事項。 |
| 0:11:17 | 四つ目のウラン濃縮施設につきましては、同じく施設設備の設計等に関する情報事項ということで団と構成機器の系統等が該当いたします。こちらが |
| 0:11:29 | 耐震マスキングの対象になります。 |
| 0:11:32 | 次に二つ目、3ページ目になりますが、マスキングの方法でございます。 |
| 0:11:37 | 当社の設工認申請上等こちらの所管箇所をまずございますが、三つに分かれております再処理施設と廃棄物管理施設は、再処理事業部の最初に計画部計画とMOX燃料加工施設、ウラン濃縮施設につきましては、 |
| 0:11:54 | 同じく計画ということで記載の通りでございます。 |
| 0:11:58 | マスキング対象はですね、それぞれの事業に応じて異なりますが、社内で横並びをとった考え方、ルールのもとにですね、行えるように、まず検認方法を統一いたします。下の表にですね前内容を示してございます。このマスキング箇所についてはですね、可能な限り |
| 0:12:16 | 限定することを原則といたします。また、管理すべき情報が類推される箇所についてもマスキングを行いますマスキングの方法の表の具体はちょっと割愛させていただきます。 |
| 0:12:27 | その中でですね、ただし書きがございます。再処理施設の海外企業、こちらの商業機密に関わる情報につきましては、それらが類推される情報も含めて、上記の方法、この表の方ほうにおやつですね、過去の設工認申請書に関する当時の監督官庁から |
| 0:12:46 | 当社への行政文書開示決定通知、平成17年具体はちょっと割愛しますのなように示されている通り、すべてのページをマスキングすることといたします。なお、 |
| 0:12:59 | 再処理事業部の質事業指定申請書の記載内容、こちらにつきましては、基本計画段階、いわゆる基本設計計画中的のものとして配置図等の核不拡散に係る情報除き公開可能であります。設工認、保安規定に係る情報は、 |
| 0:13:16 | 基本設計計画での約束事項、これを詳細設計として具体化したものであり、実設計実業の詳細政策情報が記載されているため、公開不可非公開としてございます。 |
| 0:13:27 | 今後はですね、節項に申請書の公開版の作成ガイドに仮称でございますが、これを2月26日めどでですね、作成予定でございます。このガイドライン作成に関しましては、私が所属しております計画では責任部署となり、社全体の隣にあります。以上でございます。 |

| | |
|---------|---|
| 0:13:52 | はい。規制庁のほうから指摘事項があればお願いします。 |
| 0:14:20 | 規制庁の |
| 0:14:23 | 入ってる。 |
| 0:14:26 | 規制庁の古作です。 |
| 0:14:31 | まず簡単なことからしますけれども、 |
| 0:14:39 | 1 ページの |
| 0:14:42 | 括弧(イ)やってハウジング部署 |
| 0:14:49 | (1)の |
| 0:14:53 | (エ)04。 |
| 0:14:56 | ウラン濃縮施設については、具体例のところに構造材料寸法ということで書かれているので、具体的にどういうものがマスキング対象かというのはよくわかるんですけど。 |
| 0:15:09 | その上の部分っていうのは、設備の名前しか書かれていなくて、そのうちの何がマスキングなのかっていうのがわからないので、そういったところまで含めて整理をしておいていただきたいと思います。 |
| 0:15:23 | JAあい。 |
| 0:15:25 | 一方で、括弧Bのほうは、配置図ということである程度内容としては明確にされているかなと思うんですけど、確認はその①で、再処理MOXだけなんですけど。 |
| 0:15:41 | 濃縮は |
| 0:15:43 | なんで入ってないかっていうと、この盗取で気にしてるのプルトニウムだっていうことなんですか。 |
| 0:15:49 | はい。 |
| 0:15:53 | 核物質防護金網でございます。その通りでございますしてやはりその投資としてですね守るべきものがプルトニウムとご認識でございます。 |
| 0:16:01 | 以上でございます。 |
| 0:16:03 | 規制庁コサクです。わかりました。 |
| 0:16:06 | 次側のこの下の括弧 2 なんですけど、海外情報ということもあって取り扱いを気をつけなきゃいけないっていうこと自体は理解するんですけど。 |
| 0:16:19 | この矢羽に書いてあるのか、すべての知識データノウハウと言われると。 |
| 0:16:23 | 何のことだか、またよくわからなくなるので、 |
| 0:16:27 | その点でどの範囲なのかっていうのは、今はあまり細かく言ってもしょうがないと思うんですけど。 |
| 0:16:36 | 非公開になるときにですね、 |

| | |
|---------|--|
| 0:16:39 | なぜ非公開なのかっていうことを説明いただければと思うんですが、その関係でいうと、最後の3ページのただし書きのことなんですけど。 |
| 0:16:52 | このページすべてが |
| 0:16:55 | 海外情報っていうわけでもないんで、すべてのページをマスキングっていうのはちょっと飛躍し過ぎなんだと思うんですけど、この |
| 0:17:04 | 当時の監督官庁からっていうのは、これ自体示していただかないと何のことだかわからないので、 |
| 0:17:11 | それも示していただきつつ適切な範囲ということで対応いただきたいと思えますけどもその点はいかがでしょうか。 |
| 0:17:19 | はい、日本原燃の永田でございます。一つ目に申しいただきました具体内容につきましては先ほどのウラン濃縮施設同様にですね、より具体的に書くようにいたします。最後にHowお話がありましたただし書きの |
| 0:17:35 | ところでございますが、我々が持つておる。その通知文書でございますので、それをご参考にお示しいたいと思えます。以上です。以上でございます。 |
| 0:17:47 | 規制庁補足です。 |
| 0:17:50 | その上でですね、すべてのページをマスキングっていうのは一概には納得できないものですので再考いただきたいと思えます。 |
| 0:18:00 | それで商業機密や国内企業の商業機密と言ってる部分についてテーマはある程度限定して書かれているので、特に再処理施設の部分とか、ある程度理解ができるんですけど。 |
| 0:18:18 | それ以降のものについては大枠で情報とかですね設計等に関する事項つたらずべてになってしまうので、これも具体的にしていきたいと思えます。 |
| 0:18:30 | てその上で3ページの先ほどのただし書きの次になお書きが書かれてるんですけど。 |
| 0:18:36 | これを言われてしまうとせっかく1ポツで成立したのに何のことだかわからなくなるので、 |
| 0:18:42 | このなお書きはここで書くのやめていただいて、 |
| 0:18:45 | 1ポツの中で |
| 0:18:49 | 基本設計として書けるところ詳細設計として書けないところと、 |
| 0:18:53 | いうこともわかるようにしていただかないと、せっかくのペーパーが何の意味もなくなるんで、その定員整理よろしくお願ひします。 |
| 0:19:04 | 日本原燃の3月でございます。今いただいたコメント承知いたしました。 |
| 0:19:13 | 規制庁コサクです。それではその点整理をしたものを改めて提示いただいて、 |
| 0:19:20 | その際にですね、 |

| | |
|---------|--|
| 0:19:23 | ほかの補足説明資料とかで具体的にそれにのっつたマスキングをした状態というのを見せていただいて、運用としてイメージがあってるかどうかと。 |
| 0:19:33 | そういったことも確認させていただきたいと思うんですけども。 |
| 0:19:37 | 1点だけマスキング範囲でコメントしておく、その表の中でですね、表の部分なんですけど、 |
| 0:19:46 | 一般的な項目は公開と言われてるんですけど、あの表の枠の中から、かなりの文章を書いている表を結構お作りになられていてですね。 |
| 0:19:57 | その文書を全体がマスキングセルとして一つ⑤等マスキングしてしまうとかっていうのが結構ありまして、そういう場合には文章のマスキング方法に準じるということで対応いただきたいと思うんですけどもその点は、 |
| 0:20:14 | よろしいでしょうか。 |
| 0:20:20 | はい。日本原燃の永松でございます。その内容について文章全体を確認いたしまして、今の表の部分ですね、そこについて、 |
| 0:20:30 | 物によりよると思いますが、しっかりと回答するのみ場所のみをマスキングということで共通事項として対応したいと思います。 |
| 0:20:46 | 規制庁コサクですよろしくお願ひしますで1ページ目、2ページ目で核不拡散上ということと、商業機密ということで大きく分けていく。 |
| 0:20:59 | 記載いただいているんですけど、資料のマスキングの箇所を書くときにですね核不拡散の観点から公開できない箇所っていうのが、今日の資料だと外部火災の03とかですね。 |
| 0:21:14 | 書かれているんですけど。 |
| 0:21:16 | これは商業機密は入ってなくてあくまで |
| 0:21:20 | 1ポツ(1)の部分のものしかないってことでよろしいですか。 |
| 0:21:28 | さらに05ですと逆に商業機密の観点からっていうふうになってるんですけど。 |
| 0:21:33 | それぞれ仕分けをちゃんと整理をして書かれるということでしょうか。 |
| 0:21:53 | 少々お待ちください。 |
| 0:22:11 | 日本原燃の長瀬でございます今資料確認いたしまして、核不拡散上の御のみの記載と記載といいますかマスキングということで対応してございます。以上になります。 |
| 0:22:28 | 規制庁コサクです。わかりました。 |
| 0:22:31 | その分類も |
| 0:22:33 | はあ駆使した上で整理をされるということだとするとですね混在してるような場合には、どちらなのかっていうのは明示されるおつもりでしょうか。 |

| | |
|---------|--|
| 0:22:54 | 日本原燃の7月でございます。核不拡散上等商業機密が混在する場合にはマスキングのその関わる文書に関しましては、拡幅核不拡散上及び商業機密に関わる情報としてという二つを |
| 0:23:10 | 記載してございます。そういった対応でこれまでやってきてございます。 |
| 0:23:16 | 規制庁コサクです。中で仕分けはせずに、書きぶりだけ映す間違わないように書くってということですね。 |
| 0:23:26 | 日本原燃の長瀬です。その通りでございます。 |
| 0:23:29 | 規制庁コサクです。わかりました。お間違えないようにしていただいて、もし |
| 0:23:37 | 機構会委員、本当に非公開なのかっていうような話のときにはその内訳みたいところで御説明いただければと思いますのでマスキングの採用は引き続きこの分類のどこにあたるのかっていうのを検証しながら、 |
| 0:23:52 | 資料作っていただければと思います。よろしく申し上げます。 |
| 0:23:58 | 日本原燃何月承知いたしました。ありがとうございます。 |
| 0:24:13 | それでは日本原燃から本日のコメントに対する対応方針とそれと対応するスケジュールについて説明してください。 |
| 0:24:32 | 日本原燃高島でございます。 |
| 0:24:35 | ただいまいただきましたコメントに対しての持つ多様更新でございますが、 |
| 0:24:42 | いただきましたコメントとしまして各ふくそう核不拡散上の懸念、あとは商業機密それぞれで具体、もっと具体例は具体的に示すことということ。 |
| 0:24:56 | あとは |
| 0:25:02 | 2点目としましてし、基本設計後は詳細設計の、それぞれ |
| 0:25:12 | 民営。 |
| 0:25:13 | 関して包有対象というところもきちんと整理して記載すること。 |
| 0:25:20 | あとは |
| 0:25:23 | 三番目としまして過去の行政文書をの対応を示すとともにすべてをマスキングするところについての説明をすること。 |
| 0:25:36 | あと最後にマスキングの方法の中のこれは |
| 0:25:43 | 岩島のチダすみません。改めます。もう最後としまして、具体的にはマスキング方法を含めて今後、今この資料で提示したマスキングを対象とマスキング方法を具体例で、 |
| 0:26:03 | 確認していただくことを |
| 0:26:06 | というコメントということで整理したし、理解したつもりでございます。まず |
| 0:26:15 | 先般のコメントに対しましての対応につきまして、 |
| 0:26:19 | 2週間以内をめどに資料を修正の上で改めてご説明させていただきたいというふうに考えてございます。 |

| | |
|---------|--|
| 0:26:36 | 規制庁コサクですけども。 |
| 0:26:38 | 2 週間も高齢でかかるのかって感じがしますが、 |
| 0:26:45 | 具体的にこれまで提出された資料のマスキング箇所を最適化していただくという必要があると思ってまして、 |
| 0:26:54 | 特に一番大きいのは保安規定の申請書とかっていうことになると思うんですけど。 |
| 0:27:01 | そこはあれですか、3 ページのなお書きの部分で直すつもりがないとも思っておられるんでしょうかそれとも直すリーダーでしょうか。 |
| 0:27:14 | 日本原燃の高島ですか保安規定につきましては |
| 0:27:21 | 修正県営が必要だというふうに考えてございますのでそちらについては、 |
| 0:27:29 | すいません説明／すみません途中から申し訳ございません日本原燃の永田でございます。先般御指摘がございました保安規定の中の、これ具体的なその別表 7-3 保安規定の中に安全上重要な施設及びその安全機能の表がございましてそこに |
| 0:27:46 | 設備の記載がございましてそこについては事業指定申請書のほうで公開になっており、なっていて、こちらの保安規定のほうでマスキングであったところを改めて事業者として確認したところですねここは設備名称のみということで、この保安規定のマスキングについてはですね。 |
| 0:28:04 | 改めてちょっと訂正といいますか、解除して公開ということで対応させていただきたいと思ってございます。なお、これ以外のところも含めてですね、確認した上で必要な対応させていただきたいと思ってます。以上です。 |
| 0:28:19 | 規制庁コサクです。わかりました。それでは資料の修正が 2 週間後ということなので、そこまでにですねいくつかマスキングし直しの例とかを出していただいて、 |
| 0:28:34 | この方針だけではなくて具体的にもどうなるかということがわかるように対応進めていただければと思いますのでよろしくお願いします。 |
| 0:28:46 | はい、日本原燃何月承知いたしました。 |
| 0:28:57 | それでは議題を次の議題に移りたいと思います。次は外部火災に関する説明書に関する補足説明資料として 2 月 12 日に日本原燃から提出のありました耐回復の考え方についてです。 |
| 0:29:14 | それでは原燃の方から議題の構成等含めてですね、目的、今回の説明の目的説明範囲達成目標を説明してから内容の説明をお願いします。 |
| 0:29:31 | はい。日本原燃のエビナです。外部火災についてですが、こちらはですね、昨日 18 日のヒアリングの中で御説明させていただきました外部衝撃の基本スタンスに沿ったものということで、昨日 |

| | |
|---------|---|
| 0:29:49 | 竜巻と火山については御説明させていただきましたので残りの外部火災について説明するものとなっております。 |
| 0:29:59 | 資料のほうなんですけども、対象となるのはですね 2 月 12 日に提出させていただきました。外部火災の 02 番からですね 08 番までの資料を対象としたものとなっております。 |
| 0:30:15 | で、その中でですね耐火被覆の考え方につきましては、電力さんのほうでも今までの先行のところでですね等を採用していない考え方新しいものになりますので、こちらについてご説明させていただきます。 |
| 0:30:33 | 残りのものにつきましてはエビデンスとなっておりますのでセキュリティの説明は割愛させていただきます。 |
| 0:30:41 | はい。それでは説明のほうに入らせていただきます。 |
| 0:30:50 | 日本原燃の大橋でございます。まず基本ロジックのほうの |
| 0:30:57 | 支援をご覧いただきたいと思います。 |
| 0:31:01 | 冒頭からしばらくはずっとをこれまでの背景が書いておりますので全体のロジックとしては下から 2 番目のポツでございますけれども、 |
| 0:31:13 | 耐火被覆の施工範囲を今回詳細に説明している資料になってまして、家再現の設定熱影響評価の対象とする部材の選定、それから提案の満足するための離隔距離の算定の仕方。 |
| 0:31:29 | 最後をその離隔距離の算定結果に基づいた被覆の成功範囲を検討すると、そんな順序で資料をまとめさせていただいております。対象となっている補足説明資料は、 |
| 0:31:43 | 当該外部火災の 05 という、05 と。 |
| 0:31:51 | 0 になった。失礼しましたアーカイブ会社の 05 という資料でTHAI開閉復興の考え方についてというものを例でございます。 |
| 0:32:01 | 表紙の提出年月日がちょっと間違っておりますして 2 月の 8 日となっておりますけれども 2 月の 10 日に提出をさせていただいてるものです。 |
| 0:32:10 | この資料の内容につきましては 1 週間前に提出させていただいておりますのでそこにそれ以上を追加で補足的に説明する事項はありませんけれども、ちょっと一部資料に不備がありましたのでその点だけちょっと |
| 0:32:29 | お話をしておきたいんですが、 |
| 0:32:32 | 本資料の中で、別紙 3 という資料がございます、その別紙 3 というのがですね申し上げましたように変え続けて入っているような状況になってます。中身はですねほとんどは同じなんですけれども、 |
| 0:32:50 | 最後のところに載ってるグラフがですねちょっと間違っただけのものがあるのがありまして、2 回繰り返し続いている方の |

| | |
|---------|--|
| 0:33:01 | 前半の別紙の3がちょっと間違ってるデータになってますので、通しページでいきますと38ページから |
| 0:33:11 | 43ページまでは申し上げられません削除をさせていただきたいと思います。 |
| 0:33:20 | 中身の説明のほうにつきましては特に補足はありませんので以上とさせていただきます。もし時内容でコメントとご質問ありましたらよろしくお願いします。 |
| 0:33:32 | 日本原燃のエビナです。すいません。冒頭ですが、出席者をご紹介するの忘れておりましたので、そちらのほうをさせていただきます。再処理のほうからですね、エビナ長さは、 |
| 0:33:47 | であって、あとオオハシ、斎藤だと技術課のサカモリの方が対応させていただきます。 |
| 0:34:01 | それでは、規制庁からのコメントをお願いします。 |
| 0:34:06 | はい規制庁岡です。 |
| 0:34:09 | 今回の資料を今ほど別紙3が2回ついているとかありましたが、あとほかにもちょっとフォーマット関係でいろいろ |
| 0:34:19 | ちょっと目立つところもありましてまずそこからちょっとさせていただきます。 |
| 0:34:24 | 第1章が本文のほう二つついているとかあと誤記とか数字も多くてですね。 |
| 0:34:31 | あと数式で使用している文字列が説明されずっていないとか、単位が結構間違いが目立つとか、 |
| 0:34:40 | あと、緩慢1が蓋開けためについていて、実際これは何桁の数値をどういうふうに間違えてこうなったのかっていうのとかがですね結構不備が目立ってまして、まず、ちょっとその辺を整えるところから始めていただくのかなというふうな印象を持ちました。 |
| 0:35:02 | なので、まずは資料のつくり込みと確認というのを吸ったりしていただいて提出いただければと。 |
| 0:35:08 | 思います。 |
| 0:35:11 | あとちょっと大きいところでフォーマット関係というか、なんですが、この資料というかその申請書からもう、引き続き確認になるんですが、通しページ9ページの第5図、 |
| 0:35:35 | こちらも竜巻防護対策設備でこれいろんな申請書なんかにも載っている図ではあるんですが、この下面と西面の見方がちょっと |
| 0:35:48 | わかりづらい。 |
| 0:35:51 | でてきた面はまだすりかえと中で回転360度回転して視点を同じ位置に南目につけていけば、来た面はこうなるのかなと思うんですが、西面がですね、どうしてもちょっと。 |
| 0:36:08 | どこからどういう視点でどこの面を見ているのかがまだ |

| | |
|---------|---|
| 0:36:14 | 理解できていません、ちょっとここ、説明いただけますでしょうか。 |
| 0:36:18 | 規制庁コサクです。ちょっと |
| 0:36:23 | 説明にあたって、注意していただきたいとか教えていただきたいんですけど、これ非開示情報になっているので、詳細の話をするのが難しいんですが、そもそもこれ非公開情報で出さなきゃいけないことって何で、 |
| 0:36:39 | 公開しているところがどういうところがあるのかっていうのを教えていただきたいと思いますんで |
| 0:36:46 | 細かな図面が非公開になるのはわかるんですけど、この説明において、 |
| 0:36:54 | その詳細なものじゃなくてもですね概念とかで示して議論ができるようになっていうこともできると思うんですけど、その点も含めてどうしていくかっていうのをお話いただければと思いますので、ついでに申し上げますと、この図面がですねこの資料の中で2回出てくるんですね。 |
| 0:37:11 | そういったところもですね、日会場なるべく少なくして的確に説明できるようにっていう配慮も資料作成のときにしていただきたいんで、あわせて御説明ください。 |
| 0:37:33 | はい。 |
| 0:37:34 | 日本原燃のエビナです。まず非開示になってるまずのは、この冷却塔自体が |
| 0:37:43 | 開示の対象となっているためです。おっしゃる通りですねここ図面そのままを使わずとも、説明できる方法というのはあるはずなのでそういった形で開示できるような形で説明のこの部分を作り直したいと思います。 |
| 0:38:02 | もう一つは、焼損を使ってください。 |
| 0:38:17 | 日本原燃の橋でございます。第5図の見方でございますけれども、ちょっと説明がわかりづらかった記載内容がわかりづらいようだけれども、例えば西面っていうとですね。 |
| 0:38:33 | その左上の図の屋根面の図の |
| 0:38:38 | どちらにした結果、北つけ。 |
| 0:38:42 | 期間ですか。左上の屋根面って書いてある図の左側から見ているということが普通考えられると思うんですけどもそうではなくって、ネットの内側からですね。 |
| 0:38:58 | 西のほうがこう見てるようなそんな図面になってましてちょっとわかりづらくはなっていると思います。 |
| 0:39:08 | その売差いうこれ細かい他行から持ってませんという発言は名前名乗ってから、すみません、申し訳ありません、規制庁です。 |
| 0:39:19 | その場合ですね、加工の方が建て束が右側と左側本当にこれ整合してますでしょうか。 |

| | |
|---------|---|
| 0:39:34 | 規制庁コサクです。先ほどご説明あったように側面ではなくて途中だっていうような話でしたので、そういう場合は面ではなくて断面として、水平面を出したときにどこの面かっていうのを明示するのが普通だと思うんですけど。 |
| 0:39:51 | そういった配慮はできないんですか。 |
| 0:39:55 | その上で適切なものっていうことなんですけども、これ。 |
| 0:40:00 | 日本原燃の橋です。いや仕様を示すとかですわわかりやすい言い方はあると思いますので、ちょっとそのようなわかりやすい記載の方法に改めるようにちょっと検討させていただきたいと思います。 |
| 0:40:16 | 規制庁ほかです。工学ルート通り面が普通がⅡとしてついていていると思うので、ちょっとその辺のほう配慮していただいてこれ作業でき対象のものなので、 |
| 0:40:31 | それに対してどんな施工したかっていうことがわかるような図に設計上の結構、しっかり |
| 0:40:41 | しなきゃいけない図だと思いますので、施工ミスなかったら大変ですのでちょっとその辺、 |
| 0:40:48 | ちょっとわかりやすく記載していただければなと思います。よろしくお願いします。 |
| 0:40:57 | 日本原燃の施設了承了承いたしました。 |
| 0:41:02 | すいません規制庁の田尻です。先ほど加賀etalがそれちょっと中途半端になったんで非開示情報話さなければどうということかちょっと確認しておきたいんですけど、見る光学はわかったんですけど、先ほど言ったようにこのネットを学校の感覚が多分途中で西面だけ。 |
| 0:41:21 | 短くなる場所があって、ATの多分ルーバーがついてるところ、要は |
| 0:41:27 | 時 90 メーカーの運転例かちょっと忘れちゃったんですけど |
| 0:41:31 | 弁の数が少ないほうの方に株が狭いやつがいるイメージだったんですけど、1面のところが今その逆になっている気がするんで、どう見たらこの図になるのか切符よくわからないので、ちょっとそこでこの図が合ってるかどうかだけはっきりしたいんですけど。 |
| 0:41:59 | 規制庁コサクですけど、そもそもここが何を示しているのかははっきりしない図なので、この資料は見なかったことにして、改めてちゃんとした資料を出してもらってそこで確認するっていうことでは駄目ですか。 |
| 0:42:13 | 平常タジリですそれで大丈夫です。もう見なかったぐらいのレベルでできると思いますはい、わかりました。 |
| 0:42:20 | 規制庁コサクです。その際、 |
| 0:42:24 | そういう扱いにしたいと思うんですけど、先ほどお話ししたように地区医師会医事じゃない形で説明できるようなものっていうのも考えていただくときにですね。 |

| | |
|---------|---|
| 0:42:38 | 部分的に、 |
| 0:42:40 | 耐火塗装するといったときの妥当性がよくわからないので、そこが説明できるようなずっとして考えていただきたいんですけど。 |
| 0:42:51 | そこは、 |
| 0:42:53 | 大丈夫でしょうか。 |
| 0:42:56 | 全般的に中、 |
| 0:42:58 | 塗装してないところの意味がわからないんですけど。 |
| 0:43:06 | はい。 |
| 0:43:07 | 日本原燃の橋でございます。 |
| 0:43:10 | この補足説明資料全体の中では部材の厚さごとにですね離隔距離を示した表を載せていたと思いますけれども、その結果に基づいて、 |
| 0:43:25 | 冷却塔をないし或いは竜巻防護対策設備を構成している部材をですね、厚さごとに分類分けしていたときに、離隔距離がとれているものは塗るそうでない平取た取れていないものは塗る取れて |
| 0:43:45 | ものはならないということをしていて、その結果が図に示されてますので、それ以上示すとすると、例えば部材ごとに |
| 0:43:57 | 離隔距離を明らかにしてお示しするとか、多分そんな感じになると思います。 |
| 0:44:09 | はい。 |
| 0:44:10 | 規制庁ヶ月ただいまの説明っていうのは当初 20 ページ、時でし第 4 表ですかね。 |
| 0:44:25 | 込められた。 |
| 0:44:28 | 物の議論になるかと思いますが、この表と第 4 図第 5 図といった |
| 0:44:36 | 図で示したものと表で示したものっていうのがまず |
| 0:44:41 | リンクされて紐づいてないので、どこにどこの評価がこの図のどこの部分に相当するのかというところからまずわかりません。 |
| 0:44:55 | ちょっとここをまずリンクさせていただいて、その辺の整合性、 |
| 0:45:00 | で、まずは明確にしていただければなと考えております。 |
| 0:45:09 | 日本原燃の橋でございます。今おっしゃられた 20 ページの図で 20 ページの表ですね、これは今部材ごとの必要離隔距離しか書いてませんので、実際の離隔とあわせてこれは塗装大社になるのかどうかというところが、 |
| 0:45:27 | 読めるような形になってないということはその通りだと思いますので、ちょっと示し方については検討させていただきますが、それが読み取れるようなものをちょっと検討して追加するようになりたいと思います。 |
| 0:45:44 | はい、規制庁必ずよろしく申し上げます。 |
| 0:45:47 | それを踏まえてもですね、この沿いの |

| | |
|---------|--|
| 0:45:53 | どの面にどのように、 |
| 0:45:57 | 施工したのかとか、そういうその施工情報っていうのが丸で入ってこなくてですねちょっと想像はできないと。 |
| 0:46:07 | というような時の状況です。その辺、何かわかるような |
| 0:46:13 | ものあります。 |
| 0:46:23 | 日本原燃の橋でございます。現時点では補足説明資料の中にそれがわかるようなものが入っていないので、ちょっとそれがわかるようなものを追加で補足でつけるようにしたいと思います。 |
| 0:46:40 | そうです。この資料の規制庁オオオカですね、この資料の、やはり目的というのがどういうふうな施工をしてそれが妥当であるということを示すものを目的として作られていると考えられますので、 |
| 0:46:58 | そういった基本情報はすべてわかりやすく入れていただければと思います。 |
| 0:47:06 | 日本原燃の橋です。了解いたしました。 |
| 0:47:12 | 光岡です。カーの議論し続けてよろしいでしょうか。 |
| 0:47:19 | 規制庁コサクです。 |
| 0:47:21 | 今の施工範囲の話になったのでちょっと内容的なところで確認なんですけど、今の話でいうと、 |
| 0:47:32 | 第4表で書かれている必要。 |
| 0:47:36 | リッジ、 |
| 0:47:37 | TED各距離ですかねを踏まえて、 |
| 0:47:45 | 学校の外側で燃えた場合そこからの距離を見て、 |
| 0:47:54 | 必要離隔距離の範囲について施工すると。 |
| 0:48:00 | いうこの寸法に応じてですねという考えで今やられているということだとすると。 |
| 0:48:08 | 一部の断面だけではなくて、基本的には全体について、施工範囲が分布しているってということになると思っていいですか。 |
| 0:48:20 | 日本原燃の橋です。ええと御理解の通りで結構です。 |
| 0:48:25 | 一応コサクです。そうするとですねまず面もいろいろと出していただかなきゃいけないということにはなるんですけど、そもそも、 |
| 0:48:35 | この必要離隔距離をとっていればいいのかということ |
| 0:48:41 | 単純な構造であれば別に問題ないのかもしれないんですけど、こういうふ可能。 |
| 0:48:47 | いろいろな部材で大きく構成をされているというものを一部だけが対応されているってなるというその構造部材の部分的に温度差が相当ついていて変形もしてくるんじゃないのかなっていう気がするんですよ。 |

| | |
|---------|---|
| 0:49:05 | そうすると構造評価、構造状の評価、強度評価もですね、何かその前提条件が崩れるような気がするんですけど、その辺りはどういう検証されているんでしょうか。 |
| 0:49:30 | 日本原燃の橋でございます。 |
| 0:49:33 | 現時点におきましては、オオムタいいの厚さごとの違いがあつて温度差が生じたとしても、全体としてそれを構成している部材の許容温度が 450 度、或いは、 |
| 0:49:50 | 325 度以下に保たれていれば、構造強度上問題は生じないというふうに整理をしておりますので、部材ごとに評価をした結果でもってマサノQ限度が満足できていれば問題はないというふうに考えてます。 |
| 0:50:14 | 規制庁コサクです。をを考えてますと言うだけでは説明にならないので、しっかりと補足説明を作って御説明いただきつつ、場合によっては添付書類にも書いていただくということになると思いますので、その点まとめてください。 |
| 0:50:29 | ちょっと内容に触れてしまったので、最初のロジックペーパーの方の話もしますが、この話はですね許可の範囲を超えてなくて、 |
| 0:50:41 | いまいちロジックCAPE設工認でのロジックペーパーをつかって説明するということに値しません。 |
| 0:50:50 | まずは先ほど部材ごとに温度評価をしてそれに応じて部分的に施工しますということがまず |
| 0:51:00 | 結論として皆さんが言った説明をしなきゃいけないということではあるんですけど、それでいい理由ということで今のような説明っていうのもロジックペーパーの中に説明のパーツとして必要だと思いますし、そういう全体的な妥当性を示す構成物と、 |
| 0:51:18 | いうのを明確にしてその関係性をわかるようにするということが大事だと思います。 |
| 0:51:24 | さらにロジックペーパーを作る際にはですね、耐震のほうで話してますけど、ただ価格だけではなくて、それに応じて何の説明が必要かということで、それぞれの補足説明資料があると。 |
| 0:51:37 | いうその関係性も明確にしていきたいと思いますということを話してますので、そういったことを全体整理をしていく中で、先ほどのコメントの対応していただければと思います。なのでコメントはすぐそれだけではなくてですね、ほかの論点も本来あり得るということで、 |
| 0:51:55 | みずから考えて整理をいただければと思います。よろしく申し上げます。 |
| 0:52:03 | 日本原燃の芦田です。了解いたしました。 |
| 0:52:11 | オオオカさんどうぞです。 |
| 0:52:13 | はい。 |

| | |
|---------|---|
| 0:52:16 | よろしいですか。 |
| 0:52:18 | 規制庁かでスプレイと引き続きまして、事実確認させていただきますと、今のコサク調査官のほうからのコメントとか運転するのですが、やはりこの |
| 0:52:32 | 外部火災の対策として塗装のルートで恩漏出あの確保構造崩れないという方が評価をするという点でまとめられています、許可のときの約束事項としては、他にも、安全機能 |
| 0:52:51 | 明確化例えば再処理の冷却塔の安全機能を |
| 0:52:55 | 明らかにしてそこが外部火災によって守られるというような約束事があったと思います。その辺しっかり |
| 0:53:08 | 整理していただいてですね、本当にこの防護柵だけでいいのかというところをシナリオとしてまとめていただければと思います。 |
| 0:53:22 | 3 通し 3 ページの第 1 文のような何かイメージ図にはなっているんですが、 |
| 0:53:30 | ちょっといろいろわかりづらい表現がありまして本当にここ、 |
| 0:53:36 | を守るだけでいいのかっていうことを |
| 0:53:40 | 許可の整理、 |
| 0:53:41 | 東京に基づいて判断していただければ。 |
| 0:53:45 | 思います。 |
| 0:53:48 | いや、ただでしょうか。 |
| 0:53:53 | 日本原燃の大橋です。 |
| 0:53:55 | この説明資料はあくまでも耐火塗料に関してだけの説明になってしまってますので、許可で説明をします安全機能というものを確保するために、対価塗装だけでなくでどういうものがあるかということも含めて、 |
| 0:54:15 | ちょっと補強させていただきたいと思います。 |
| 0:54:19 | はい、お願いします。 |
| 0:54:24 | ちょっと後々発生超過です。この |
| 0:54:31 | 資料の構成的なところもありまして、厚さの悲しいが先に規定で形状の話の後に来たりしているんですが、このって何かお考えがあつて、そうされたのでしょうか。 |
| 0:54:58 | 日本原燃の橋です。 |
| 0:55:00 | 今おっしゃられてるのは通しページの 4 ページのところのお話でしょうか。技術的ページですが、フチノ。 |
| 0:55:10 | 塗装範囲の考え方のフローは、部材を選定してその範囲を決定してって厚さを検討して |
| 0:55:21 | さっきの完了というような流れなんです、別紙が弱順というか、 |

| | |
|---------|---|
| 0:55:27 | なんか読んでいて、当然流れが掴めなかったというのがありまして、何かお考えがあって、 |
| 0:55:36 | もしあればうかがわせていただきたいのなければ、やっぱりこの筒プロセスフローの順番検討フローの順番でつけていただくのがいいのかなと思ひまして、 |
| 0:55:48 | いかがでしょうか。 |
| 0:55:51 | 日本原燃の橋です。風呂の順番通りになつての方がいいと思ひますので今ちよつと順番が前後してしまつていて確かにわかりづらひと思ひますのでその点も修正させていただきたいと思ひます。 |
| 0:56:04 | はい、お願いします。 |
| 0:56:07 | あとは、ちよつとその別紙のほうに移るんですが、 |
| 0:56:12 | ほかの方向か。 |
| 0:56:16 | 別紙の前のところ全体的なところで何かございますでしょうか。 |
| 0:56:29 | 特にないようでしたら別紙1のほうに移らせていただきます。 |
| 0:56:35 | 通しページ10 |
| 0:56:38 | 4ページ。 |
| 0:56:40 | ところなんですが、 |
| 0:56:43 | 2評価部材の選定についてのところに電動機減速材ファンブレード等の作成ダム明日熱盤等により、輻射直接受けない部材は評価対象と在庫しないというような |
| 0:56:59 | もうがありましていろんな資料を確認したんですが、この下熱盤等について少し教えていただけますでしょうか。 |
| 0:57:15 | タケダ |
| 0:57:17 | 日本原燃の橋でございます。 |
| 0:57:19 | 映写熱盤につきましては、今回ですね熱影響を及ぼさないために新たに輻射を直接受けることはないようにですね、新たに部材を追加をしてですね。 |
| 0:57:36 | 少しちやおう遮るようなそんな機能を持たせるものを冷却等につけるようなことを考えております。 |
| 0:57:47 | 施設公認上の扱ひはどうなつた規制庁かで設工認上の扱ひはどうなつておりますでしょうか。 |
| 0:58:00 | 日本原燃の橋でございます。今回申請対象として構造物のほうには明示するようになつております。 |
| 0:58:14 | 具体的にちよつと |
| 0:58:18 | あります。 |

| | |
|---------|--|
| 0:58:21 | 規制庁コサクです。構造図で示すだけでいいのかということについて議論になるかと思うんですけど、その点は共通のところでは何をしよう書き基本方針に書き、図面に書くかといったところの整理があろうかと思しますので、 |
| 0:58:40 | その際に、本件についても論点であけておくようにということかなと思います。が、その際にはですね、仕様として特定しなくても、機能として問題がないというように説明が必要になるんですが、 |
| 0:58:58 | その点では斜熱に関しては、何が守られれば、施工できるっていうふうに思われてますか。 |
| 0:59:19 | その辺の足でございます。 |
| 0:59:23 | もう御対象の防護対象は直接輻射を受けることがないようにしていればいいというふうに考えてまして、具体的にはここで例示してます電動機とか減速機、 |
| 0:59:40 | そういったものを対象に考えてます。 |
| 0:59:51 | 規制庁コサクです。やはり回答が不十分ですので、 |
| 0:59:56 | 全体の整理の中でどこまで明確にした検討の上必要である、ないという考えを整理する必要があるかというのはよく勉強していただければと思います。 |
| 1:00:12 | 日本原燃の橋です。承知いたしました。 |
| 1:00:20 | 規制庁コサクです。念のため確認ですけど、基本設計方針には書いてあるんですね。 |
| 1:00:35 | 日本原燃の橋です。基本設計方針のほうにも記載はございます。 |
| 1:00:48 | 規制庁コサクです。わかりましたそれでは資料についての有無というところの検討を深めていただければと思います。法科さんどうぞ。 |
| 1:00:57 | すいません規制庁オオオカです。 |
| 1:00:59 | その部分、少し |
| 1:01:03 | 整理していただければと思いますが、あと津波投資 16 ページの |
| 1:01:09 | 福祉温度の消火のところちょっと細かい話申し訳ありません。 |
| 1:01:14 | ここモデル II が書いてあって時間。 |
| 1:01:19 | 自分の |
| 1:01:22 | 方程式応用開放でくる閉じる話になるんで、これ。 |
| 1:01:28 | ΔT とか等温度設定の部分熱伝導 |
| 1:01:35 | この温度設定の |
| 1:01:38 | メッシュするとかね詰められるそういった情報定量化違法だと結構 |
| 1:01:44 | 聞いてくると思うんで、評価の結果が妥当であるかどうかという部分でこういうメッシュは結構大きいと。 |

| | |
|---------|---|
| 1:01:54 | きますのでちょっとそこ、そのメッシュの設定と、ちょっとその妥当性について説明を追加いただければと思いますが、玉川です。 |
| 1:02:12 | 日本原燃の斎藤でございます。おっしゃる通り一般的に△だとか、時間刻みであるだとかの空間の刻み |
| 1:02:24 | によってですね、大きく評価結果というものが変わる場合がございます。ですので、 |
| 1:02:31 | こうしたのべしであるだとか、或いは添付でそういった条件については、整理して記載する。 |
| 1:02:41 | ということをちょっと検討させていただければと思います。 |
| 1:02:45 | はい、よろしくお願いします。 |
| 1:02:52 | 規制庁オオオカです。すいません、規制庁がおそらくデフの今の点で |
| 1:02:57 | 通して 17 ページに、 |
| 1:03:00 | パラメータは書かれて、 |
| 1:03:02 | 時間については、コンマ 01 秒とかって書かれているんですけど。 |
| 1:03:08 | そういったところで、距離についても明確にしていくということで理解すればいいですか。 |
| 1:03:16 | 書いてあるのを見ると、Nの数字が何なのかっていうことのような気もするんですけど。 |
| 1:03:25 | 日本原燃の斎藤です。失礼いたしましたー17 ページに△については記載が |
| 1:03:32 | ある一方ですね、空間の刻みについては明確になっておりませんので、その点をわかりやすく、 |
| 1:03:40 | 説明できるような資料を検討いたします。 |
| 1:03:45 | それとオオオカです。スツ時間間隔のステップ幅 0.01 が適切な設定になっているのかという観点でもちょっと説明いただければなと思っておりますので、 |
| 1:04:00 | 日本原燃の斎藤です。時間間隔につきましても、こういった |
| 1:04:05 | 指名している条件が適切かどうかというものは御説明いたします。 |
| 1:04:11 | はい、お願いします。 |
| 1:04:19 | あと別紙 1 の規制庁ヶ月スペースC1 のほう、他ないようでしたら、別紙 2 のほうに移りますが、か何かございますでしょうか。 |
| 1:04:32 | ちょっとコサクです。先ほど少しありました斜熱盤なんですけど、 |
| 1:04:42 | 範囲としてですね、 |
| 1:04:44 | 横面だけではなくって上下少なくとも下側からとかっていうところの輻射の |
| 1:04:52 | 進入角みたいなのを考えて設置されるという理解でいいんでしょうか。 |
| 1:04:58 | その辺りもわかるように資料提示いただければと思うんですけど。 |
| 1:05:09 | はい。 |

| | |
|---------|---|
| 1:05:11 | 日本原燃の橋です。 |
| 1:05:13 | 当社熱バーンにつきましては、ある程度離隔をとった上で設置をするものですので、基本的には水平方向の斜熱に主眼を置いて設置をしております。周知することとしております。 |
| 1:05:31 | 規制庁コサクです。 |
| 1:05:34 | あまり詳細は申し上げない方がいいと思いつつも、投資 13 ページになり、3 ページでも概略の構造図が書かれているので、空気の流れからして、下面からの輻射というところで影響を与えることのほか、 |
| 1:05:51 | その可能性が高いような気がしますので、その点で機能維持をどうしてるのかっていうのを御説明 |
| 1:05:58 | するように説明できる資料を提示、お願いします。 |
| 1:06:03 | 同じようにですね。伝熱管束についても、 |
| 1:06:07 | どう守られるのかということはあわせて御説明するようにお願いいたします。 |
| 1:06:18 | はい、了解いたしました。 |
| 1:06:28 | 規制庁オオオカです。それぞれの別紙に総厚さの考え方についてのほうに移らせていただきます。 |
| 1:06:36 | こちらの通し 26 ページのところの試験についていろいろ書いているんですが、 |
| 1:06:47 | この試験について説明が相当遅くしているという印象を持っていますどんな試験なのかっていうのが全然イメージがわきませんでしたので、ちょっと詳しく説明いただけますでしょうか。 |
| 1:07:18 | これ、 |
| 1:07:23 | 日本原燃の斎藤でございます。別紙 2 の塗装厚さの考え方について、 |
| 1:07:31 | の |
| 1:07:34 | ことですが、 |
| 1:07:36 | こちらですね、まず熱物性値を取得するために行っている試験がございます。 |
| 1:07:43 | その試験について、黒で示しているのが、第 2 図の |
| 1:07:49 | 耐火塗料と等価な断熱材厚の算出の流れとなっております。 |
| 1:07:55 | 治験知見といいますか、検討解析の |
| 1:08:02 | 潰せ規則までの流れにつきましてはまず、 |
| 1:08:07 | こちらですね。 |
| 1:08:13 | はいえっと試験につきましては、通しページで 28 ページに |
| 1:08:19 | 図がございます第 3 図となっております、このようなこちらの断面になっているのですが、この 7 日間でのですね。 |

| | |
|---------|---|
| 1:08:30 | 掛かんに対して、あるその輻射を与えてやるとで9日間にはあらかじめの耐火塗装が施されておりまして、ふく射により鋼材の温度上昇によってですね、それに応じて、 |
| 1:08:46 | その対価塗膜が発泡し断熱層形成することで、このような鋼材の |
| 1:08:54 | 健全性を保つといったようなことなの妥当性を示すための試験、 |
| 1:09:00 | となっております。 |
| 1:09:05 | 規制庁ヶ月、こちらは、あと原燃さんがされたのでしょうか。 |
| 1:09:28 | 日本原燃の斎藤でございます。こちら |
| 1:09:33 | 当社のほうで行っていたあの試験でございます。 |
| 1:09:40 | 規制庁化ですともう少しでしょうね。この |
| 1:09:45 | 26ページの第1章の内容の第3図参照っていうところから28ページの第3図を見ても、その温度のプロファイルとかが書いてないということで防食なんですかね。 |
| 1:10:00 | 状況ですので、少し |
| 1:10:07 | 加熱の仕方とか、 |
| 1:10:10 | それもわかるようにしていただければと思いますが、 |
| 1:10:16 | 日本原燃の斎藤でございます。 |
| 1:10:18 | 非常にちょっと記載がわかり、にくかったところとは思いますが。 |
| 1:10:24 | 先ほどの御指摘いただいた加熱のプロファイルでといったような情報につきましては、これ、 |
| 1:10:34 | 押すページの32ページ。 |
| 1:10:36 | の第4図、 |
| 1:10:38 | がございまして、 |
| 1:10:40 | 当社が行っておりますが、既往の試験結果との等価断熱材厚さを適用して評価した公債温度の比較の中の |
| 1:10:50 | 炉内温度というのが、こちらがえと輻射を与える際に考慮しているえと温度等立てます。こちらの試験の条件の一つです。 |
| 1:11:04 | そして、試験データと。 |
| 1:11:08 | いう紫色の線ですね、こちらが実際の試験の結果得られた鋼材の温度となっております。こういったところ、もう少しわかりやすく記載させていただきます。 |
| 1:11:24 | 規制庁かですね。よろしく申し上げます。 |
| 1:11:28 | 特別規制庁コサクです。すいません。今温度を示されているところを踏まえてお話しされたんですけど、表の1もですね、炉内温度として標準加熱曲線による加熱温度と、 |

| | |
|---------|--|
| 1:11:46 | ということになっているんですが、一方で今回の防護対象として考えてるのは輻射であって、温度じゃないんですよ。 |
| 1:11:56 | その点で入熱の仕方が違うような気がするんですけどそのあたりはどう検証されてるんでしょうか。 |
| 1:12:17 | 日本原燃の斎藤でございます。 |
| 1:12:21 | こちらその通しページの 32 ページの第 4 図の |
| 1:12:27 | この試験、 |
| 1:12:30 | というのはあくまで熱物性値ですねTHAI角膜の各鋼材温度における比熱であったり熱伝導率だったり、そういった熱物性値を取得するための試験でございますので、 |
| 1:12:45 | また、実際にその航空機墜落火災の時の |
| 1:12:50 | の解析というのはまた別に行っております。 |
| 1:12:58 | 規制庁コサクです。 |
| 1:13:00 | それぞれやられてるのはわかってるんですけど、 |
| 1:13:04 | 別の |
| 1:13:06 | 入熱の状態のものデータを使って評価をするということに合理性があるのかということで、その関係性を説明してくださいということを申し上げます。 |
| 1:13:25 | はい。 |
| 1:13:26 | 日本原燃の斎藤でございます失礼いたしました。 |
| 1:13:30 | こちらあの耐火多目の |
| 1:13:33 | 正常といいますか。 |
| 1:13:36 | 温度に応じた挙動に関しましては、こちらの鋼材温度。 |
| 1:13:41 | 今回温度によって、 |
| 1:13:45 | 耐火塗膜の熱物性値と |
| 1:13:49 | 一方の協同リースに発泡の挙動というのが、それに応じて変化することとは、 |
| 1:13:57 | 熱が当たる方によらず、同じであるという考えのもと、こういった |
| 1:14:05 | こういった試験で得られた。 |
| 1:14:08 | 熱部設置というのが、 |
| 1:14:12 | 航空機ずれ火災の解析においても使用できると。 |
| 1:14:16 | いうことを考えております。そういった考え方につきましては、詳細にですね。また別途御説明させていただきます。 |
| 1:14:34 | 規制庁コサクです。よろしく申し上げます。ちなみに別紙の |
| 1:14:41 | 43 酸化別紙の 3 には |

| | |
|---------|--|
| 1:14:47 | 輻射を入れた評価益は試験っていうようなことも書かれてたりもするので、全体としてどういうふう |
| 1:14:57 | パーツを組み立てて実施立証しているのかということだと思いますから、さっき最初のほうに言いましたようにロジックペーパーといったところですね、それらの関係性を明確にしてそれが図で言えば、補足の4ページにある。 |
| 1:15:15 | フロー図ということにもなってくんだと思いますので、そういったところで、 |
| 1:15:21 | わかるように構成をして説明を入れていただければと思います。よろしくお願いします。 |
| 1:15:29 | 日本原燃の斎藤です。承知いたしました。 |
| 1:15:34 | 別オオオカです。ちょっと関連しているのかわかりませんが、合併等、 |
| 1:15:42 | 投資31ページ。 |
| 1:15:44 | の最後上程試験結果についても1番最後とくよって耐火等量2mmを施工した鋼材の熱評価を実施する場合は発行前の厚さ1ミリの断熱材発泡後は25ミリ断熱材に置き換えて評価と、これば。 |
| 1:16:03 | この地点の結果から25倍に |
| 1:16:07 | スタート膨れ上がったという。 |
| 1:16:10 | ことを示しているんですか。 |
| 1:16:15 | 日本原燃の斎藤でございます。こちらの実際の耐火塗膜の厚さが25mmになったということではなくて、 |
| 1:16:24 | ですね、こちらのあくまで各温度における大光塗膜設備設置が必ずしも明らかでない開花塗膜の |
| 1:16:39 | 物性値を決めるにあたってですね、あくまで熱物性値が基地の断熱材。 |
| 1:16:49 | の波分なのかということを試験結果から、 |
| 1:16:55 | 解析をしてですね、あの求めた結果、あくまでの単月ボードに置き換えた場合に、その断熱ボードの25ミリ分に相当する |
| 1:17:06 | ということをこちらで示しております。 |
| 1:17:09 | 。 |
| 1:17:11 | 規制庁オオオカです。100 そういう |
| 1:17:14 | ことだと空間、 |
| 1:17:17 | 計算モデルの空間的な部分は無視して熱伝導 |
| 1:17:24 | いつとか比熱とかを変えたっていう部分のモデル化のためにこれを |
| 1:17:29 | 一応この関係を使用したという認識でしょうか。 |
| 1:17:38 | 日本原燃の斎藤です。 |
| 1:17:40 | おっしゃる通りですね、 |

| | |
|---------|---|
| 1:17:44 | 通せ例えばですがの節電するなどは変えておらず、一律にですね反応熱物性値を |
| 1:17:55 | 25 ミリであれば 25 倍だとかは 25 分の 1 にして解析においては、そのような考慮しております。 |
| 1:18:09 | 規制庁オオオカです。そういう流れという言葉が理解はできたんですが、空間的な変化の考慮を考えると、 |
| 1:18:23 | この断熱材ていきなり |
| 1:18:26 | 膨張するわけで、その表面から膨張したら |
| 1:18:34 | 施工した厚さの鋼材がまで |
| 1:18:38 | ちゃんと膨張するのとか、 |
| 1:18:42 | 落とそう変えることによって、 |
| 1:18:45 | わかった。 |
| 1:18:47 | こういう熱伝導パラメータKがずれるんじゃないかと紙の上、 |
| 1:18:55 | られたんですがそういったことはどうでしょうか。 |
| 1:19:02 | 日本原燃の斎藤でございます。 |
| 1:19:05 | そういったですね、計算で決算における考慮というものは先ほど設ご説明させていただいた通りなんです、そのような計算における考慮 |
| 1:19:18 | をした場合に、実際の耐火試験の結果と比較してですね、あの解析のほうが保守的な評価の結果を与えているという。 |
| 1:19:30 | どうかの観点でですね別紙 3 におきまして、 |
| 1:19:37 | 別紙 3 の第 3 図断よいa第 3 図と第 4 図ベースの通しページで、失礼しました、49 ページとなりますが、 |
| 1:19:46 | こちらの結果、 |
| 1:19:49 | からですね。 |
| 1:19:51 | 試験の結果も解析の結果もいずれもですね、この赤の許容温度を満足するということを確認しているとともに、 |
| 1:20:03 | 実際の試験結果よりもですね、この解析結果のほうが保守的な |
| 1:20:08 | その評価結果を与えているという。 |
| 1:20:10 | その観点で、その観点では解析における考慮というのは妥当なのではないかと考えております。 |
| 1:20:20 | 規制庁オオオカです。そう。 |
| 1:20:23 | 常にそういう傾向が出るのであれば、問題ないかと思うんですが、 |
| 1:20:33 | これ、 |
| 1:20:34 | だけでは、 |
| 1:20:39 | ちょっとうまく説明できているとは思。ませんでした。 |

| | |
|---------|---|
| 1:20:47 | 先ほども少し熱伝導パラメーター関係の関係も整理して説明されるということでしたが、例えば、32 ページと 32 ページの人mmから 3mmに変えた場合、壇単月厚さ、 |
| 1:21:04 | もう比例関係として 1.5 倍して 37.5 ミリ相当の熱伝導パラメーターを解析モデルで使うという意味ですよこれ。 |
| 1:21:19 | 日本原燃の斎藤です。その通りでございます。 |
| 1:21:23 | 実際、規制庁オオオカです。実際別紙 3 のほうで示していただいている耐火試験のときのその発泡剤の |
| 1:21:34 | 発報具合とかをちょっと写真とかで、 |
| 1:21:39 | 確認させていただいて、本当にこういうモデルで、常に保守的な結果が出るのかとかそういう考察の部分に使えるような材料っていうのはもう少し充実していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。 |
| 1:22:00 | 日本原燃の斎藤でございます。 |
| 1:22:02 | 相殺なですね耐火試験の結果ですねおっしゃられていたように写真等ございますので、そちらはもう少し情報充実させて、 |
| 1:22:13 | 資料としてまとめます。 |
| 1:22:18 | 規制庁オオオカです。よろしくお祈りしますとちょっと別紙のほうでもし何か皆さんからあればお願いします。 |
| 1:22:31 | 規制庁中です。先ほどのですねその発行ぐらいついていうところにも関係するんですけど。 |
| 1:22:39 | そもそもこの発泡剤っていうのはどうどういものかっていうところですね。 |
| 1:22:46 | 資料として 6 まで求めるかっこれもいろいろあると思うんですけども、 |
| 1:22:51 | 何か単に発泡材ですと言われても、どういうものであって、どう含むのか、それでどういう実績があるのか、そういうところがよくわからなくてですね、一応オオクボ 25 ページのはじめにということで、 |
| 1:23:07 | 輻射を受けて発報した無仮想による断熱を形成するスラリーというのはさっと書いてあるんですけど、もう少しですねそれをどういものであるかというところはですね、そもそもの説明としてですね少し |
| 1:23:26 | 説明していただきたいと思っておりますので、これ自体は何か |
| 1:23:34 | 何か特定のメーカーとか、そういうものなんでしょうか。 |
| 1:23:42 | 日本原燃の斎藤でございます。 |
| 1:23:46 | THAIカー |
| 1:23:47 | 量の説明としましては、しされております屋根の 25 ページ。 |
| 1:24:00 | 失礼いたしました。 |
| 1:24:02 | 別紙別紙 3、 |

| | |
|---------|--|
| 1:24:07 | にですね、の通しページの 48 ページ。 |
| 1:24:11 | の 3 ポツ耐火塗料の条件、 |
| 1:24:15 | の(1)塩にですね、こちら也非常に簡単な記載になってはいるのですが、使用する耐火塗料は建築基準法における耐火構造としての認定を受けたもの。 |
| 1:24:29 | を選定しております、仰られていますように特定のメーカーのものですなのか、どこのメーカーでもよいわけではなくてもた特定のメーカーのものを主張しておりますそういったところもう少し記載の充実なども検討させていただければと思います。 |
| 1:24:47 | 規制庁カリスマこれテープー応仕様表にも塗装という形でこう書くわけですね。その場合に何を担保として書かせるかっていう議論をちょっと繋がるかと思うんですけど。 |
| 1:25:03 | 何かその特定のメーカーとしてこう記載するものなのかそれともその要求される機能を満たすものとして確保なんか、そこはまた議論があると思うんですけど、今回の |
| 1:25:16 | 使おうとしている塗装自体がですね、どういうものであるかというところをもう少しこう明確にしようとして説明いただきたいと思ってます。またとプラスその 48 ページ目言えば、その下に沿う施工というのが書いてありますけど実際どうという施工の仕方をするのか管理、 |
| 1:25:34 | 塗るということではあるんだと思うんですけど。 |
| 1:25:38 | まあいろいろその施工誤差をなくすとかですね村が見るとかですねいろいろ施工の仕方によってできる向こう違って評価にも関係してくるんじゃないかと思ってまして、そこら辺のその仕様なり施工というところ、あとはまあほぼ発泡の原理とかですね |
| 1:25:56 | 実際発行した場合にどういふふうにあぽをするのかという先ほどのコメントに重なりますけど、そういうところも少しそその話としてですね、示していただきたいと思います。 |
| 1:26:10 | 日本原燃の斎藤でございます。承知いたしました。 |
| 1:26:22 | それでは、規制庁オオオカです。それでは他コメントないようでしたら、別紙 3 耐火試験についての方少し先ほども |
| 1:26:31 | 議論のほうで触れましたが、こちらのほうの議論に移りたいと思います。 |
| 1:26:38 | 先ほど申しあげました通りこの耐火試験の試験概要図が第 2 図として時 48 ページに示されてはいるんですがちょっとこれだけでは、具体的なところはやはりよくわからないので写真等を用いてもう少し充実していただけたらなど。 |
| 1:26:58 | 思いますので。そこら辺はよろしく願いいたします。 |
| 1:27:04 | 日本原燃の斎藤でございます。承知いたしました。 |

| | |
|---------|---|
| 1:27:09 | 規制庁オオオカです。40として1049ページ目の結果がですね先ほどもありました通り報酬的といいながら、商企温度は、例えば、 |
| 1:27:21 | かなり違うと。 |
| 1:27:24 | というような点もあったり、 |
| 1:27:28 | やはり試験結果等の温度、 |
| 1:27:33 | 解析評価結果の差異がちょっと大き過ぎるので。 |
| 1:27:39 | これだと、いや、相当いろんな考察を踏まえて、常に保守的だとか、そういったところをちゃんと説明していただく形。 |
| 1:27:48 | く必要があると思います。特に実験モデルとあと解析そうかも出ることの違い等を含めまして、見直しも含めまして、もう少し |
| 1:28:02 | 温度評価が妥当でかつ常に |
| 1:28:08 | それっぽい結果が出ているっていうことをしっかり示していただかないとちょっとこれではよくわからないなというところがございますので、その辺いかがでしょうか。 |
| 1:28:23 | 日本原燃の斎藤でございます。この解析におきましては、こちらの入力値だったり境界条件にですね保守性を持たせて設定しております。 |
| 1:28:34 | えっとですがそのようなちょっと考え方が必ずしも明確に書かれてないと思いますので、資料として充実させていきます。 |
| 1:28:45 | 規制庁かですね。よろしくお願ひします。初期温度がかなり違うんですが、この点で例えばどんな理由が考えられますでしょうか。 |
| 1:29:03 | 日本原燃の斎藤でございます。 |
| 1:29:06 | こちら |
| 1:29:09 | 解析におきましては、こちらの初期温度50度からスタートさせて |
| 1:29:17 | 一定のですね、一定じゃないですが科医温度設定して鋼材表面との温度、 |
| 1:29:23 | 温度差で |
| 1:29:25 | 熱を与えるというようなモデルで、こうなっている一方ですね。 |
| 1:29:31 | 試験の試験のほうは、 |
| 1:29:36 | そういった |
| 1:29:39 | あらかじめそのたい。 |
| 1:29:42 | 第2図で示してるんですけども固体過労 |
| 1:29:45 | 川の近傍にあらかじめその試験体を設置してしているということ。 |
| 1:29:53 | からですね、おそらく初期温度が少しちょっと上がっている状態からスタートしてるのかなと思っておりますが、そちらに関しましても、別途御説明いたします資料として記載させていただきます。 |

| | |
|---------|--|
| 1:30:08 | 規制庁彼すその辺もかなり気になるところ、この評価の信頼性に関わる所かと思しますので、よろしく願いいたします。 |
| 1:30:19 | 別紙 3 につきましては他何かございますでしょうか。 |
| 1:30:24 | 規制庁コサクです。 |
| 1:30:27 | 確認ですけども、第 2 図で書かれているのは、この試験体が平板だということで、 |
| 1:30:36 | 図 2 の平板に見えないんですけど。 |
| 1:30:41 | 中央区 |
| 1:30:43 | 平板の面は炉に向かっていると思っていいんですよね。 |
| 1:30:50 | 日本原燃の斎藤でございます。その通りでございます。底盤の面は耐火炉の鉄板な表明と平行な状態で置かれてます。ですのでちょっとこの図は、 |
| 1:31:06 | わかりにくい。 |
| 1:31:08 | と思しますので修正いたします。 |
| 1:31:10 | はい。規制庁不足です。それで、 |
| 1:31:15 | 実質、えっ試験温度として初期にも 100、 |
| 1:31:20 | 40 度ぐらいになっているっていうのはどういうことかというので、このときに起伏はされているはずなんですけど、どの部分の温度を図られてるんですか。 |
| 1:31:46 | 日本エヌエビナです。こちらについてはですね |
| 1:31:52 | 輻射をですね試験体に与えるということを目的にしているの、あらかじめですねその輻射量になるような加熱をした状態になっております。なのでちょっと温度が高いと思うん記憶しておりますので、すいません今ちょっと明確には答えられないんですけども、こちらについても、 |
| 1:32:12 | 資料のほうに明確に記載させていただきたいと思します。 |
| 1:32:18 | 規制庁コサクです。わかりました。そうするとこの前に余熱時間があるってことですね。 |
| 1:32:24 | はいその通りでございます。 |
| 1:32:27 | わかりましたじゃそこら辺を明確にしてどういう評価が適切なのかということでまとめていただければと思しますけど、いずれにしてもう投資 49 ページの第 3 図第 4 図見ても最初だけじゃなくてその後の |
| 1:32:42 | 温度上昇の状況も違っているので、こういったところもちゃんと考察をしてですね実態としてどうなりうるのかということは |
| 1:32:54 | 試験。 |
| 1:32:55 | との関係で明確にしていいただければと思します。 |
| 1:33:02 | はい。日本原燃の斎藤でございます。考察等を加えて充実化させます。 |
| 1:33:08 | 規制庁コサクです。よろしく願いします。ただですね、 |

| | |
|---------|--|
| 1:33:12 | 評価は、もうちょっと改善できないものかということもあわせて検討いただいたほうがいいかなと思うんですけど、そこは実現 |
| 1:33:22 | 不可能な状況なんでしょうか。 |
| 1:33:28 | 日本原燃の斎藤でございます。 |
| 1:33:30 | 実現可能かどうかというところからの検討させていただければと思っております。 |
| 1:33:37 | 一応規制庁コサクです。わかりました。よろしくお願いします。 |
| 1:33:42 | 。 |
| 1:33:44 | 規制庁課です。ちょっと今の議論に関連しまして、やはり評価モデルこれ |
| 1:33:53 | 北方材が断熱材が発報した状態に基づく空間的なメッシュの考慮等はできないものでしょうか。 |
| 1:34:11 | 日本原燃の斎藤でございます。 |
| 1:34:18 | そうですねちょっとそちらについても検討させていただきます。 |
| 1:34:25 | 規制庁仮設おそらくその辺が相当大きいんじゃないかなという結果なので、よろしく願いいたします。 |
| 1:34:35 | 日本原燃斎藤でございます承知いたしました。 |
| 1:34:38 | 規制庁コサクです。すみません層位いうところでありながら、ちょっと |
| 1:34:43 | 先走ってなんですけど、透水 32 ページのほうの別の試験の結果との照らし合わせてみると、 |
| 1:34:56 | やはり 1200 度近辺で発泡して断熱性状が変わると。 |
| 1:35:04 | いうことは明確なんだろうと。 |
| 1:35:08 | 思います。それからですね鋼材温度が 200° よりも手前のところで断熱が効いてきているということはやはり温度分布があって被覆のほうが当然熱が高く |
| 1:35:23 | 温度が高くてということが表れているんだと思うんですけど、その辺りで少し分析を加えて、その分析の内容としてモデル化できないかというようなことを考えていただくのかなあと思ってます。 |
| 1:35:38 | 以上です。 |
| 1:35:42 | 日本原燃の斎藤でございます。 |
| 1:35:44 | 適切なモデル化につきましては、 |
| 1:35:48 | 検討させていただきます。 |
| 1:35:58 | 規制庁オオオカです。没水した続きまして、別紙 4 のほうになるんですが、別紙 4 のほうには私からはコメント／ないんですが、どなたかコメントございますでしょうか。 |
| 1:36:16 | 規制庁コサクです。 |

| | |
|---------|---|
| 1:36:19 | 効能通 1 とかは、想定するということなんですけど。 |
| 1:36:27 | 実際の |
| 1:36:30 | 学校とかに施行する際は、想定する下限のほうの面だけを施工するっていうことなんでしょうか。 |
| 1:36:50 | 日本原燃の橋でございます。基本的には加西電話、直近の部分にぐるっと候補全周落ちることは検討しないと想定して検討しますので、 |
| 1:37:05 | 少なくとも家への向いてる方にはあるということにはなりますけれどもケースバイケースで |
| 1:37:16 | とかさ以外にも行けないところにも載ってる部分がありますので、ちょっとそれはわかるようにですね先ほどの面をでるのかっていうこともちょっと明確にするようなコメントもあったと思いますので、合わせてそれがわかるような示し方をしたいと思います。 |
| 1:37:33 | 規制庁コサクです。よろしく申し上げます。そうするとですね、温度評価の時の裏面の。 |
| 1:37:40 | 熱が逃げるほうの評価条件というのも変わり得るのかなあと考えてまして、全体としてどう取り扱っていく等評価として包含できるのかっていうことをもうまとめておいていただければと思います。 |
| 1:37:59 | 日本原燃の橋です。了解いたしました。 |
| 1:38:09 | 規制庁オオオカです。 |
| 1:38:12 | 海外か 005 回か正副の考え方についてという資料に関しましてほか何かコメントございますでしょうか。 |
| 1:38:34 | 規制庁オオオカですとかにないようでしたら、あと、この資料の説明はこれで終わりにしまして、ちょっとほかのが以外の外部火災の資料に関しましてですね少し説明を確認したいことがございましてよろしいでしょうか。 |
| 1:38:56 | 日本原燃の橋です。よろしく申し上げます。 |
| 1:38:58 | はい。 |
| 1:39:00 | まず、規制庁からです。まずですね大きいところで、資料幾つか出していたんですが、これらの位置付けっていうのは、例えば再処理載せカジノ整理資料からの抜粋等になっていますが、 |
| 1:39:19 | スケジュール表なんか見るとMOXとかの宿毛丸になっていまして、位置付けが少し教えていただきたいんですが、よろしいでしょうか。 |
| 1:39:29 | 日本原燃のエビナです。昨日もちょっとお話をさせていただいたんですが、外部衝撃、特に外部衝撃に関しましては、MOXとですね再処理で同じ敷地の中にあるようなものなので、 |

| | |
|---------|---|
| 1:39:47 | 共通的になるものがあるんですが、ちょっとまだその整理が完全にできていないので、そちらのほうを整理した状態ですね、再度御説明したいと思います。 |
| 1:40:05 | 規制庁かですね、やはり昨日もそういう議論がありましたので、こちら外部火災に関しましてもよろしく願いいたします。 |
| 1:40:15 | あと、ちょっとまだスケジュール表に載っているものとする漁場もうが整合してませんので、今日そちらからお出しいただいた初めの見いだしの資料の資料番号がそれぞれの資料の右肩にある資料番号になっておりますのでその資料番号目で、 |
| 1:40:34 | 少しそれぞれの資料について、時確認させていただければと思います。 |
| 1:40:42 | まず鉄塔海外から 08、 |
| 1:40:48 | 外部火災により防護すべき施設、 |
| 1:40:51 | それについてから |
| 1:40:53 | 僕は聞きます。 |
| 1:41:01 | こちらの資料も外部化可能外部衝撃の資料と同様にいろいろ |
| 1:41:10 | 防護すべき施設のについてまとめていただいているんですが、その活動の整理資料からの抜粋ということで内容としては同じ問題ないかと思います。ちょっとあの、記載的に難しいなというところが投資の 5 ページの |
| 1:41:28 | 第 1 表の下の注釈のバツ。 |
| 1:41:32 | この消火対象が今の括弧のところ、ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象となっているんですが、これはちょっとどういう意味でしょうか。 |
| 1:41:47 | 日本原燃の橋でございます。これは誤記でございます。当該いい設備を設置する建屋が評価対象ということの間違いでございます。 |
| 1:42:00 | それと株数ました。 |
| 1:42:03 | この |
| 1:42:05 | そういった意味でバツとあとバー。 |
| 1:42:08 | これの違いは |
| 1:42:15 | ちょっと説明いただけますでしょうか。 |
| 1:42:25 | 日本原燃の橋でございます。 |
| 1:42:27 | 前の方はですね評価値と松のほうは今注記にあります通り建屋の中にある施設については、建屋が評価対象になってますので、中にあるものは評価対象外ということになります。 |
| 1:42:42 | 一方で、パワーのほうはですね、二次的影響のほうの考慮でございますので、これは考慮する対象が換気空調ですとかそういったものに限定されますので、建家そのものが対象になるというものとはちょっとまた異なりますので、 |

| | |
|---------|--|
| 1:43:02 | というふうにして分類をしております。 |
| 1:43:11 | 規制庁かですね。はい、承知しました。すいません。ありがとうございます。 |
| 1:43:15 | ちょっと今議論を説明の中にもあったんですけど、二次的影響についてというところを説明すると |
| 1:43:24 | があるんですがこの二次的影響はばい煙の影響だけ記載されていまして、 |
| 1:43:31 | 投資の4ページの御二次的影響ですね、この部分のばい煙だけになっているんですが、許可時には、 |
| 1:43:40 | 有毒かつ等も含まれていっていたと思うんですがちょっとこういう整理になった経緯等が変わりましたらお願いします。 |
| 1:44:03 | 日本原燃の発生する。 |
| 1:44:08 | ちょっとすいません今すぐにちょっと思い出せないのでもっと確認をして別途回答させていただきたいと思います。 |
| 1:44:19 | 規制庁ほかに。 |
| 1:44:21 | 外筒等でもばい煙等というふうに書いてありますし、基本的に3円と。 |
| 1:44:31 | 等の等には有毒ガスなんかも含まれまして0制御室ツールなんかは要るとかその観点で選定されるかと思えますし、この点 |
| 1:44:42 | 少し許可のときの整理を確認していただいて、またまとめいただければなと考えております。お願いします。 |
| 1:44:53 | 日本原燃の橋です。承知しました。 |
| 1:44:58 | 。 |
| 1:44:59 | 規制庁かですか、この資料に当たって何か確認したいことございますでしょうか。 |
| 1:45:15 | それは特にならなければ次に当該外貨02森林火災についての資料をお願いいたします。 |
| 1:45:27 | こちらの資料はですねちょっといきなり各論が暖冬ついているような経営上の資料になっておりまして、まずこの資料で何を説明するのかっていう資料の目的とか位置付けとかあとそういったシナリオとかが整理時に整理した。 |
| 1:45:47 | そのを順序立てて説明いただければなと考えております。 |
| 1:45:54 | 発火点等も急にやったの発火点が出てくるとかではなくてですね、超過時にはちゃんとシナリオ立てて組み立てられた構造がありますのでそういった構造大事にして、そそうすると帰り等もなくなります。 |
| 1:46:12 | そのでの許可整合という観点。 |
| 1:46:15 | でも、そういう整理でお願いいたします。 |
| 1:46:20 | 。 |
| 1:46:27 | りん湖西のほうの資料につきましては位置付けとしましては、 |

| | |
|---------|---|
| 1:46:32 | こちら補足説明書になっていてですね、上の添付資料におきましてはこちらの温度評価の |
| 1:46:41 | ですね、説明を充実させてですね記載させていただいてます。 |
| 1:46:46 | 今回 2 月 12 日提出のこちらの森林火災の |
| 1:46:51 | 外貨の 2 番の資料につきましては、その温度評価の上流となる輻射強度の算出についてですね、 |
| 1:47:04 | 詳細に記載させていただいたつもりなのですが、 |
| 1:47:10 | すいませんおっしゃる通りですね、いきなり規制庁コサクですけど、 |
| 1:47:17 | 補足説明資料の書き方としてですね、これがどういうものなのか許可との関係でどうなのかといい或いは添付書類との関係でどうなのかという入口をちゃんと書いていないから唐突で、それとの関係どうなっている内容なんですかっていうことになってしまうと。 |
| 1:47:34 | いうことだと思いますので店舗補足説明資料のフォーマットなり、 |
| 1:47:42 | その関連づけというようなことについてどうまとめていくかというのも、昨日のヒアリングで全体的に整理していきますっていうふうになってましたので、それにあわせて検討いただければと思いますんで、その際にですね、特にここは許可で大体整理がされているものを御持ってくるということなので、 |
| 1:48:01 | エースそれを再掲するものとかですね、そういうことをわかるようにしていただいたらいいかと思います。 |
| 1:48:10 | 日本原燃の斎藤でございます。承知いたしました。 |
| 1:48:20 | 規制庁オオオカです。他ないようでしたら、今のコサク町さんの話したらいいとそのものですので、他の補足説明資料なんかも見ていただいて、ちゃんと地形の表層そろえていただければと思います。 |
| 1:48:35 | 他コメントないようでしたら、 |
| 1:48:38 | 次に行きますがよろしいですか。 |
| 1:48:46 | では次に海外から 03、最初に敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災についての資料なんですけど、こちらは目的等は少し |
| 1:49:00 | あとの直轄で添付資料との繋がりを書いていただいているんですけど、 |
| 1:49:07 | 少しですね、確認したいことがございまして、通しページ 5 ページ目のフローナイロンにも関わってくるところではあるんですけど、D の分岐ほかの危険物貯蔵施設の評価に含めて包絡されないと。 |
| 1:49:25 | いう部分の |
| 1:49:27 | a の方の一つの理由が、貯蔵量が少量及び離隔距離なんかちょっと細長い |
| 1:49:37 | この判定基準とかその根拠というところを少し充実していただきたいんですけど可能でしょうか。 |

| | |
|---------|--|
| 1:49:48 | 日本原燃の斎藤でございます。 |
| 1:49:53 | もう少し充実化させて記載させていただきます。 |
| 1:49:58 | 規制庁オオオカです。よろしくお願いします。 |
| 1:50:02 | そうですね。第2図の時ユーティリティー建屋が従前変圧器とか第2ユーティリティー建屋全然変圧器の察している位置がちょっとは変わらなくてですね、本当にここなのかというところがありまして、 |
| 1:50:20 | ちょっとそこは見直していただければと思います。 |
| 1:50:24 | 投資6ページの |
| 1:50:28 | 日本原燃の斎藤でございます。こちらの図ですが、おっしゃる通りですねさしてるところが実際と異なりますので、修正させていただきます。 |
| 1:50:40 | 規制庁かで確認したいことは以上なんですけど、ほかの方、規制庁から何かあればします。 |
| 1:50:50 | 規制庁コサクです。先ほどもDの話は投資の8ページの一番下、 |
| 1:50:56 | 農業技術開発研究所の屋外タンク貯蔵所ということのようなんですけど、これのた評価っていうのはどこに当たると思えばいいですか。 |
| 1:51:14 | 日本原燃の斎藤でございます。 |
| 1:51:18 | こちら |
| 1:51:20 | 明確にあのタンクに大光隠されるということは、すみません、ちょっと確認させてからの回答させていただきたいんですけどもこちらの距離的に、あと燃料の量的に少ないというような考えのもとですね。 |
| 1:51:37 | Dの判断で落としていると。 |
| 1:51:42 | 考えますが、確認させていただきます。 |
| 1:51:46 | 規制庁コサクです。そういうことだから多分、5ページの |
| 1:51:51 | Noのところの書き方になっちゃったのかなと思うんですけど、他評価への包絡というのであれば、ちゃんと崩落の内容を整理をまとめていただくということでしょうし、その点で |
| 1:52:05 | 説明がつくように求めていただければと思います。以上です。 |
| 1:52:11 | 今日原燃の斎藤でございます承知いたしました。 |
| 1:52:21 | 規制庁オオオカです。続きまして、外貨04航空機墜落による火災についてなんですけど、 |
| 1:52:30 | ちょっとこちらがですね許可時の整理しようとまた少し構造等が変わってましてその構造が変わった部分なんか。 |
| 1:52:39 | ずっと分が相当ずれていたり、ちょっとたてつけが悪くなっている部分がございます。 |
| 1:52:47 | この辺変えた理由というのは何かございますでしょうか。 |

| | |
|---------|--|
| 1:53:08 | 日本原燃の斎藤でございます。 |
| 1:53:10 | こちら |
| 1:53:14 | 改めて、資料の構成につきましては、確認させていただきます。 |
| 1:53:22 | 規制庁オオオカです。ちょっとあの許可時の整理資料と少しシナリオも変わってきているところがあるので、ちょっとその辺ちゃんと見直していただいて、こういうことを説明したいんだっていう意識がわかるように、 |
| 1:53:38 | していただければと思いますが、よろしくお願ひします。 |
| 1:53:44 | 日本原燃の斎藤でございますシナリオ等を整理して記載させていただきます。 |
| 1:53:56 | 規制庁化ですとか、いかがでしょうか。 |
| 1:54:09 | 。 |
| 1:54:10 | もしないようでしたら次海外風ロック近隣の産業施設の火災及び爆発についての資料なんですけどこちら私からは特にございません。目標数の整理に基づいて |
| 1:54:27 | 必要な事項が含まれていると考えておりますのが、もしほかの方からございましたします。 |
| 1:54:42 | では、特にないようでしたら、最後外貨 07A 評価に使用するパラメータの設定根拠についてなんですけど、 |
| 1:54:59 | もう単体ではわからない。 |
| 1:55:01 | 資料になっておりまして、(9) 認識度 / もが出てきたりですねこの資料が何なの。 |
| 1:55:12 | どこで使われた |
| 1:55:14 | ものの根拠を示しているっていうことのリンクと。 |
| 1:55:19 | 方がまず必要かなと考えております。 |
| 1:55:23 | そういった整理をしていただく必要がまず最低限あるのと、あとやっぱり根拠になっていないように、 |
| 1:55:31 | 定修得る。 |
| 1:55:33 | 1 森林火災の経費UL反応強度から火炎輻射発散度への変換係数とかですね燃焼速度の航空機墜落火災の燃焼速度等数値がぼんと出てきているようなものもありまして根拠になって、 |
| 1:55:50 | いないようなものもございましてのでちょっと全体的に見直していただければなと考えておりますがいかがでしょうか。 |
| 1:55:59 | 日本原燃の斎藤でございます。まず紐づけにつきましてはできておりませんのでそちら。 |
| 1:56:07 | 対応させていただきます。 |

| | |
|---------|--|
| 1:56:10 | あと設定根拠と言いながら、単に出典を並べて政府だけとなっておりますので、そちらについても記載については検討させていただきます。 |
| 1:56:24 | 規制庁形でよろしくをお願いします。 |
| 1:56:27 | ほか、規制庁から何かございますでしょうか。 |
| 1:56:41 | 特にないようでしたら、ちょっと外部火災の方はこれで終わりなんですけど、よろしくをお願いします。 |
| 1:56:56 | 規制庁モリノです。それでは外部火災についてですね出た指摘について対応方針と対応スケジュールの説明をお願いします。 |
| 1:57:09 | はい。日本列島のエビナです。いろいろいただいたんですが、大きく妥当性の説明が不足してるものと後説明が十和田っていうものとあとは全般的なものに関わるもの、 |
| 1:57:26 | この三つかなと思っております。まず一つ目の妥当性の説明が不足している部分につきましては、塗装の範囲ですね、こちらは施工増水の情報も含めてこそその範囲の妥当性がちゃんとわかるような構成にすると。 |
| 1:57:44 | あとは部材単位で評価すればよいというところの妥当性が不足していると、あとは東欧水平方向の輻射だけで評価すればよいというところの妥当性も接続している。 |
| 1:58:01 | あとは伝熱モデルですね、使っているものの、この伝熱モデルが妥当だということの説明が不足していくと後説明がとなところとしましては試験関係が概ねですね、 |
| 1:58:17 | 説明が不足しているので、そこを充実させると、あと塗装の性状に関する説明も現状では足りていないのでそこを追加すると、あとはですね所全体の話にはなるんですが、 |
| 1:58:32 | 冷却塔の安全機能は何かっていうのをちゃんととかのところから整理してですね、それを全体にロジックの中に反映させる。 |
| 1:58:43 | あとは補足説明の昨日もあったんですが、補足説明のフォーマットのものをちゃんと決めてですね、あとは記載方法横並びしてですね、修正するというところ。 |
| 1:58:59 | あとはですね、一部とかのロジックからちょっと変わっていたところもあるのでし修正するということと、あとは 07 に関しては根拠といいながら根拠になっていないのでそちらを修正するというので、 |
| 1:59:16 | 本日の資料全面全面的というか一部はフローですが、修正して提出させていただくという形にさせていただきます。 |
| 1:59:27 | 一応スケジュール案ですけども、間ちょっと大掛かりな修正になりますんで、3 月の 23 ぐらいを目標にしてですね、修正をしたいというふうに考えてございます。以上です。 |

| | |
|---------|--|
| 1:59:53 | 規制庁不足です。法科さんよろしいですか。 |
| 1:59:58 | 規制庁オオオカです。私は、はい、そのスケジュールでしようしました。 |
| 2:00:09 | それではちょっと日本原燃に確認なんですけれども、この次の安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書関係の補足説明なんですけれども、 |
| 2:00:22 | これの説明時質疑応答時間はどれぐらいを想定されているでしょうか。 |
| 2:00:33 | 日本原燃の瀬川でございます。10分もかからずに概要を説明させていただければなと思っておりました。静聴タジリです。 |
| 2:00:43 | 何か説明したいことありますかこちらがちょっとはつきりさせたいのはある意味1点だけでの健全性説明書で結局SAの話がされますかかっていうところだけアピールできればあとはできなかったオペレーター論点があるとリーマンところ持っていないので、今回の申請において再処理の方法という意味では、DB限定するんであれば |
| 2:01:03 | っていうの中にもSEM説明されるような形の資料で出てきていた事案説明されるような流れだったと思うんですけど、神経当初今っていうのはどういうふうに整理されている限りは説明いただければと思うんですけど。 |
| 2:01:15 | 日本原燃瀬川でございます健全性に関する説明書においてですね、結構あのSAの記載と大分沢山書い記載されてるんですけども、そちらの扱いをどうするかというのはですね共通的な扱いの部分のコメントでいただいているところでそちらで整理して整理した後ですね。 |
| 2:01:34 | 私ももとしては確定させたいなと思っております。 |
| 2:01:41 | でですね、本日のこの補足説明資料のほうはですね、これはSA設備だけではなくて、DB側の技術基準の要求でもですね、設計基準事故に至るまでの間の環境において、 |
| 2:01:57 | 安全機能を有する施設がですね、機能発揮することという要求が新たに設けられておりましたので、それに対して今回申請設備がですね、どういった環境にさらされてそれが高齢の囲われないのかというのをこの補足説明資料の方で形でまとめさせていただいたものです。 |
| 2:02:14 | 生協タジリですあのN2 集団っていうお話があるのも当然認識はしていて、青あれある程度話っていうのは基本的にBの話なので、そういう企業からそんなに変わっているような話でもないの、参加できるようにしましょうねという話はあるかもしれないんですけど。 |
| 2:02:30 | 今回DBSAの整理の話はこれでいって説明される予定していき、 |
| 2:02:36 | 日本原燃西原でございます。そちらにつきましては |
| 2:02:40 | シミズ第1回申請範囲の整理ということで今日資料出して、20。 |

| | |
|---------|--|
| 2:02:47 | 僕にヒアリングをお願いして案件に入っております。基本的にはやDBの範囲に限定してSA側を項目として上階できる部分には整理をして明確に切り分けていきたいというのが基本的な考え方でございます。 |
| 2:03:07 | 規制庁田尻です。dBへと再整理がそういった形で、SEとかって何か説明されるICT着目すればどうにか説明される予定でしたっけ。 |
| 2:03:16 | MOXのほうも外部衝撃等々基本設計方針の会の中でSAが大分入り込んでいるところがありますので、その切り分けの仕方というの、26日に御説明をしようと思ってました。 |
| 2:03:31 | 説教タジリツガネということであれば、今回の資料でどうこうという話で今指摘は考えていないといけないとして確立して何か説明したいことがあれば説明いただいて、弁用どっちか程度そのDBAの精度が全体の整理辺りになるかなと思って、ここ自体は何か別の機器ということなので、 |
| 2:03:48 | こちらから指摘のところ特にはないんですけど、原燃として、そして今回の資料三つぐらいあると思うんですけど。 |
| 2:03:54 | これについて何か説明したことありますか。 |
| 2:03:58 | 日本原燃の瀬川でございます。本日の資料内容についてですね、特に論点になるような内容が含まれているという認識はございませんので、質問等なければですね、説明を省略させていただければと思います。 |
| 2:04:16 | 一応のタジリですと、基本的にはまだ記載の整理であるとか治療の横並びとしてほかたちが受けない方が今後詰めなければいけないと思ってるんですけどプレス現時点において確認した事項っていうのは今のところないですので、こちらからはありません。 |
| 2:04:35 | 承知いたしました。 |
| 2:04:40 | そう決めてしまったんですけど、他の方或いは規制庁時ですが、 |
| 2:04:44 | 規制庁の古作です。 |
| 2:04:47 | 再処理のSAは入ってこないということなので、少し作業量が減るのかなと思うんですけど、再処理のSEの議論からMOXのSAでSAの |
| 2:05:02 | との繋がりでDBAというようなことで許可の断面では大分混乱した領域なので、資料整理で間違いのないようにということできっちり求めていただければと思います。 |
| 2:05:19 | 今日提示いただいた資料だとなんか概念的な漠としたものでしかないんですけど。 |
| 2:05:26 | その辺りはどういう形で書類整理を今後される予定なのでしょうか。許可だと一覧表としてかなりの物量になってたと思うんですけど、設工認では |
| 2:05:41 | 添付の中でそれぞれ書かれる部分もあるとは思いますが、どういう体系に最終的にまとめるおつもりですか。 |

| | |
|---------|---|
| 2:05:53 | 日本原燃の瀬川でございます。今後、今回のちょっと申請設備が冷却塔等、防護ネットという二つ設備ということで、非常に量としては少なくなってるんですけども、申請する設備に対してですねAB側ば |
| 2:06:12 | 安重設備、あとSAは当社の仕様表に記載するようなものすべての設備ですね、それらに対してケースですね、1件一葉でですね、環境の条件がどうなるかということとその体制についての説明を緊張でまとめていくということを考えてございます。 |
| 2:06:34 | 瘻直策です一件一葉の1件っていうのは、 |
| 2:06:38 | 聞いたってということですか項目方向ですか。日本原燃の瀬川でございますかきい単位ですね。 |
| 2:06:46 | 勧誘-03という資料が01と02の内容を踏まえて下結果をまとめた整理表になっておりまして、これが渠本日は冷却塔というような手法であったり種が主配管防護ネットというような |
| 2:07:04 | 手法で評価まとめられておりますけれども、機器単位でですねこの整理表が1枚ずつついてくるということでございます。 |
| 2:07:15 | 規制庁の田尻ですそこっていうのは特に類型化はそういう話は全くなくてすごい用の設備が今後示されるというイメージですか。 |
| 2:07:23 | 日本原燃の瀬川でございます。もうちょっとですね類型化といったところをきちんと考慮した上でですね、1枚1枚説明するわけではなくて、同じ環境にさらされる範囲がこういふところだからこれらが一律こんなこんなあの説明でいいかどうか分ですとかですね。 |
| 2:07:41 | 動的と静的の違いで類型化するとかですね計器類で類型化すると、そんな工夫をしながらですね。 |
| 2:07:49 | ページそのものは全部提示するんですけども、説明としては代表説明といったところを考えてございます。 |
| 2:07:56 | 規制庁田尻です。代表性説明は当然代表の説明になると思ってるんですけど、今のところイメージができないけど設備数だけで言うと、今回の申請は最初に言うと、冷却等々とお手伝いしたことはないんですけど、2回目以降とか、すごい量のもが出てくる中で、 |
| 2:08:14 | 非稼働っていうのが何か何百ページも何千ページも表で出てくるっていうの何かそれはそれで非効率な気もするので、ここの整理の話になっているのかもしれないんですけどあの資料の提示の仕方も含めてちょっと整理いただければと思います。 |
| 2:08:30 | はい、承知いたしました。 |
| 2:08:50 | ほかに何か確認したい提案方おられますか。 |

| | |
|---------|--|
| 2:09:06 | 規制庁モリノです。でも本日のヒアリングは終了させていただきたいと思いません。 |
| 2:09:14 | お疲れ様でした。 |
| 2:09:16 | 現在現年からさ。すいません軽重モリノ 2000 日本原燃から何かこちらに確認する事項等はないでしょうか。 |
| 2:09:25 | はい。 |
| 2:09:29 | はい。日本原燃のエビナです。最後の安易に安全機能を有するの部分なんですけども、こちらですねし対象となる資料名と出席者の方が党派言われていないのでそちらを最後に追加させていただきます。 |
| 2:09:45 | 資料名としましてはええと、安全機能を有する施設案いう 01 から 03 までの三つでこちらは 1 月 29 日に提出したものとなっております。出席者としましては、新基準設計部のエビナ性側、 |
| 2:10:02 | 佐々木中村名護であと安全ユーティリティのメキaタナカとなっております。はい。以上です。 |
| 2:10:15 | 規制庁コサクです。あの多様方針としては、 |
| 2:10:18 | 全体のSN扱いというようなことを来週やった上で、この資料について |
| 2:10:29 | 拡充というか、全体としての補足説明の体系整理ということもあろうと思いますので、それに応じて提出をされるという理解でよろしいですか。 |
| 2:10:42 | はい、申し訳ございません、こちら会話言わなければいけなかったですがその通りでございます。 |
| 2:10:49 | 規制庁コサクです了解しました。 |
| 2:10:55 | それでは特になければヒアリングを終了したいと思います。 |
| 2:11:02 | 疲れ様でした。 |
| 2:11:03 | はい、ありがとうございました。 |